

## 滋賀県原子力防災初動対応マニュアル等関係資料

- 1 滋賀県原子力防災初動対応マニュアル 骨子（原案）概要 . . . . . 1
- 2 滋賀県原子力防災初動対応マニュアル 骨子（原案） . . . . . 5
- 3 滋賀県緊急時モニタリング実施要領 骨子（原案）概要 . . . . . 29
- 4 滋賀県緊急時モニタリング実施要領 骨子（原案） . . . . . 31
- 5 原子力災害に係る滋賀県広域避難実施要領 骨子（素案）概要 . . . . . 61

# 滋賀県原子防災初動対応マニュアル 骨子(原案) 概要

## I 総則

### 1 本マニュアル作成の目的

- 本県職員が滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づく原子力災害対策を迅速かつ的確に講じられるよう、その実施すべき具体的活動内容を明示。
- 県と他の各防災関係機関との連絡調整・連携のあり方を明示。

### 2 本マニュアルの位置づけ

国の法令等に基づく県の基本計画の実務面の具体化。

### 3 本マニュアルの対象範囲

- ① 福井県に所在する原子力施設において、または県内における核燃料物質等輸送中の事故により、緊急事態に至った場合の初期段階における緊急応急対策(以下「初動対応」という。)を対象。
- ② また、主として以下の職員の活動を対象。
  - ・ 県本庁、県地方行政機関(土木事務所、農業農村振興事務所等)および企業庁における職員の活動
  - ・ 現地災害対策拠点(オフサイトセンター)における本県派遣職員の活動

### 4 本マニュアルの特徴(作成の考え方)

- (1) 実践性を重視(実動訓練を通じた検証、不断に見直し)。
- (2) 平常時の啓発資料として使用できるよう配慮(参考資料、関係用語集を付属)。

## II 対応編

### 1 総則

#### (1) 基本方針

- 地域防災計画で定められた配備レベルおよび配備体制に基づき、具体的な活動体制(組織および動員)を確立。緊急事態区分(フェーズ)に応じ、初動対応を推進。
- 実測により放射性物質拡散の状況を把握し、必要な防護措置を執行。
- 国が行う大気中放射性物質拡散予測結果を考慮。

《初動対応における基本事項(留意事項)》

- ① 心得
- ② 情報伝達(口頭による、連絡様式による、その他)
- ③ 会議の開催

#### (2) 組織および動員計画(人員、資機材)

- ※ 関係課等は、本動員計画に基づき、参集対象者名簿および連絡表等を整備。
- ア 情報収集事態【フェーズ1】
- イ 警戒事態【フェーズ2】
- ウ 施設敷地緊急事態【フェーズ3】
- エ 全面緊急事態【フェーズ4】

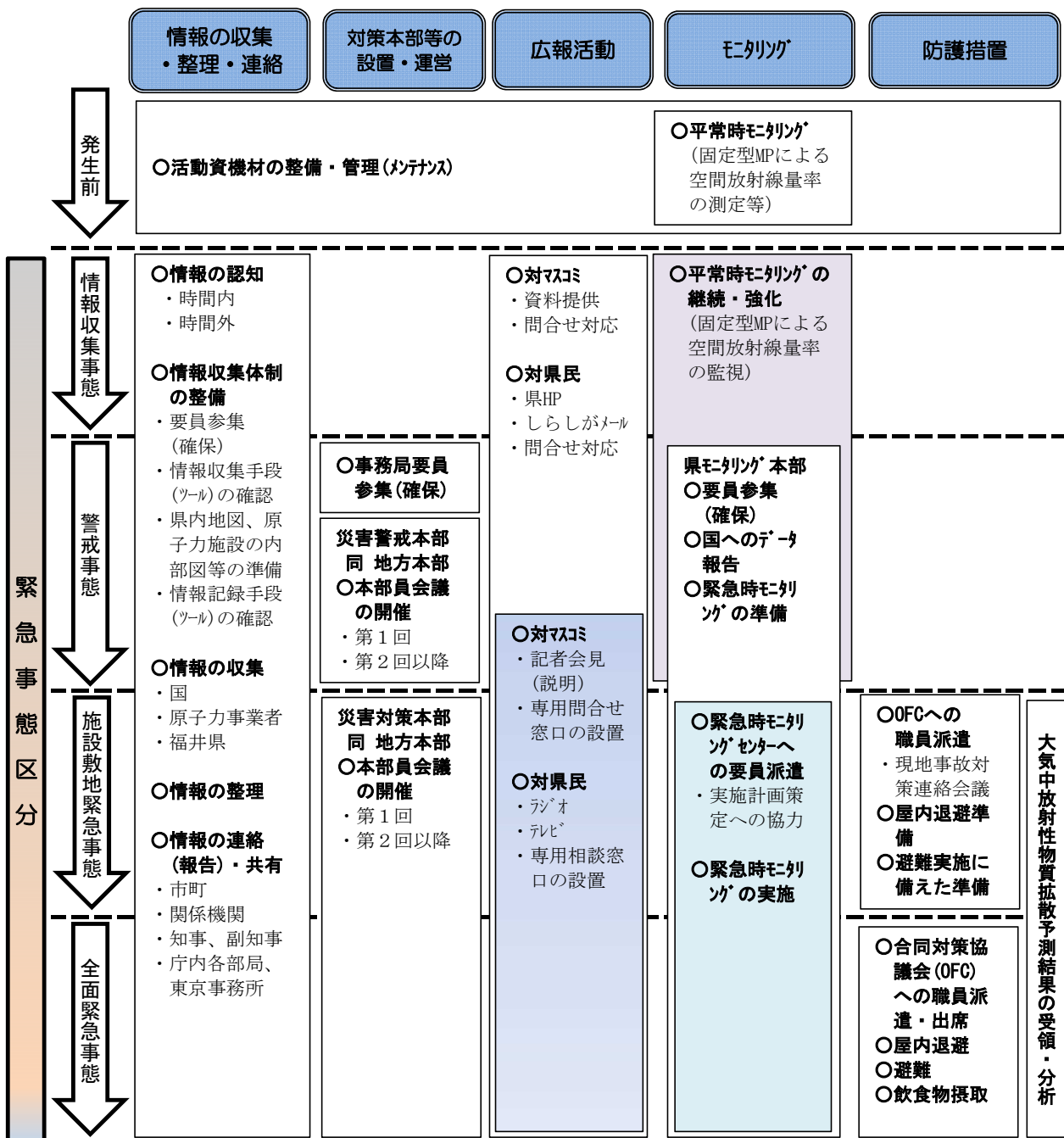
### 2 実務遂行マニュアル

(1) 担当別

具体的な活動内容を「事態発生前」および4段階の緊急事態区分(フェーズ)ごとに、以下の5つの活動項目に分けて、優先順位を考慮しながら、時系列に整理。

※ 活動の流れが理解しやすいよう、文章に加え、チャート図や表などを活用。

- ・ 宿日直者
- ・ 防災危機管理局原子力防災室
- ・ 広報課(災害対策本部広報班)
- ・ 防災危機管理局警戒2号体制班(総務・広報班/情報・連絡調整班)
- ・ 災害警戒本部(本部長、副本部長、本部事務室総務・広報班/情報班/無線通信・連絡調整班)
- ・ 災害対策本部(本部長、副本部長、知事公室長、防災危機管理監、本部事務室総務係/情報係/通信気象係、対策拠点施設(オフサイトセンター)派遣職員、各部各班)
- ・ 地方本部
- ・ 県緊急時モニタリング本部(企画調整班、大気班、琵琶湖水班、飲料水班、農作物班、畜産物班、水産物班、林産物班、分析班)



(2) 活動項目別(確認シート)

(1)で整理した活動内容について、各要員が①情報収集、連絡、調整等の相手先、②使用する様式等、③使用する資機材を順を追って理解できるよう、5つの活動項目ごとに整理。

- ・情報の収集・整理・連絡
- ・対策本部等の設置・運営
- ・広報活動
- ・モニタリング
- ・防護措置

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式	資機材	備考
各活動内容ごとに整理し、記載							

◎各種様式等

- ・資機材メンテナンス関係
- ・情報の収集・整理・連絡関係
- ・対策本部等の設置・運営関係
- ・広報活動関係
- ・モニタリング関係
- ・防護措置関係

### III 参考資料編

#### 1 原子力防災参考資料

#### 2 原子力防災用語集

# 滋賀県原子力防災初動対応マニュアル 骨子（原案）

## [ 全 体 構 成 ]

<b>I 総則</b>
1 本マニュアル作成の目的
2 本マニュアルの位置づけ
3 本マニュアルの対象範囲
4 本マニュアルの特徴（作成の考え方）
<b>II 対応編</b>
1 総則
(1) 基本方針 《初動対応における基本事項（留意事項）》
(2) 組織および動員計画（人員、資機材）
ア 情報収集事態【フェーズ1】
イ 警戒事態【フェーズ2】
ウ 施設敷地緊急事態【フェーズ3】
エ 全面緊急事態【フェーズ4】
(3) 活動内容の概要
2 実務遂行マニュアル
(1) 担当別
(2) 活動項目別（確認シート） ◎各種様式等
<b>III 参考資料編</b>
1 原子力防災参考資料
(1) 緊急時連絡先一覧
(2) 原子力防災関係システム、資機材等一覧
(3) 福井県所在原子力施設一覧
(4) 原子力防災に関する基礎知識
ア 放射線、放射能に関する基礎知識
イ 原子力施設の概要
ウ 核燃料輸送の概要
エ 原子力防災に係る法体系の概要
オ 原子力災害により予測される影響と本県の対応方針
カ 原子力防災に係る主なシステム、資機材等
キ その他
2 原子力防災用語集

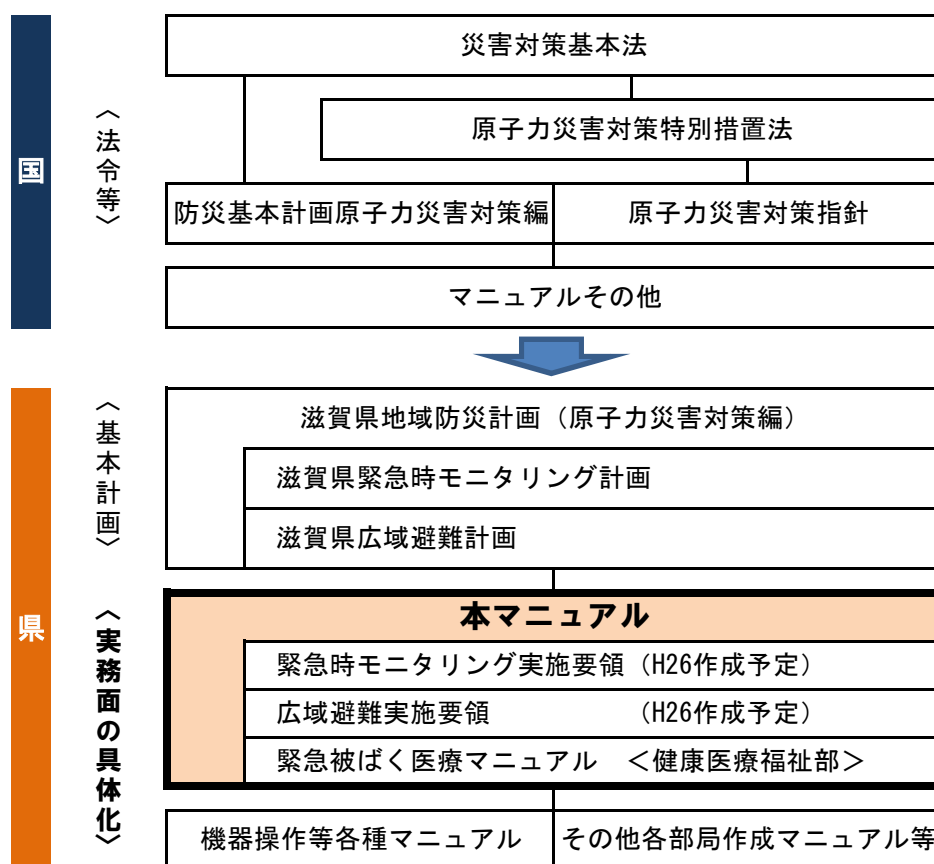
# 滋賀県原子力防災初動対応マニュアル 骨子（原案）

## 1 総則

### 1 本マニュアル作成の目的

- 本県職員が滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づく原子力災害対策を迅速かつ的確に講じられるよう、その実施すべき具体的活動内容を明示。
- 県、国、関係府県、関係市町、自衛隊、県警察、関係消防本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者等の防災関係機関一体となった原子力防災体制の構築に資するよう、県と他の各防災関係機関との連絡調整・連携のあり方を明示。

### 2 本マニュアルの位置づけ



### 3 本マニュアルの対象範囲

- 福井県に所在する原子力施設において、または県内における核燃料物質等輸送中の事故により、緊急事態（滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）において、原子力施設の状況に応じて、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の4つに区分）に至った場合の初期段階における緊急応急対策（以下「初動対応」という。）を対象。
  - 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言発出後の「原子力災害中長期対策」は対象外。
- また、主として以下の職員の活動を対象。
  - ・ 県本庁、県地方行政機関（土木事務所、農業農村振興事務所等）および県企業庁における職員の活動
  - ・ 現地災害対策拠点（オフサイトセンター）における本県派遣職員の活動

[ 緊急事態区分 ]

区分	状況	区分の適用基準
情報収集事態 【フェーズ1】	原子力施設立地市町村において、震度5弱以上の地震が発生した状況（原子力施設立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合は除く。）	①福井県の原子力施設等立地市町村において震度5弱または5強の地震が発生したとき ②原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき ③その他防災危機管理監が警戒配備体制を決定したとき
警戒事態 【フェーズ2】	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事態の発生またはそのおそれがある状況	①福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発令されたとき ②原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき ③原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき ④その他副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき
施設敷地緊急事態 【フェーズ3】	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状況	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき ②原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき ③福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 $\mu$ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき ④その他知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
全面緊急事態 【フェーズ4】	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状況	①原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき ②内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

#### 4 本マニュアルの特徴（作成の考え方）

##### (1) 実践性を重視

- 本マニュアルだけで即時に初動対応が行えるよう、実践性を重視。要員個々の視点での具体的な活動（誰が、何を、どのような手段で、いつ行うのか）を整理。
- 実践性について学識者から評価が高い「鉄道テロマニュアル」を参考（担当別、活動項目別（「対応確認シート」）に、具体的活動内容を時系列で整理。）。
- 実動訓練等を通じた検証を実施。固定的なものとはせず、不断に見直しを実施。

##### (2) 平常時の啓発資料として使用できるよう配慮

- 原子力防災についての参考資料、関係用語集を付属し、原子力災害発生時の対応だけでなく、平常時の啓発資料としても使用できるよう配慮。

## II 対応編

### 1 総則

初動対応の基本方針、組織および動員計画（人員および資機材）ならびに活動内容の概要（全体の流れ図等）を明示。

#### (1) 基本方針

- 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）で定められた配備レベルおよび配備体制に基づき、具体的な活動体制（組織および動員）を確立。緊急事態区分（フェーズ）に応じ、要員一体となって、他の防災関係機関との連携を図りながら、初動対応を推進。
- また、滋賀県緊急時モニタリング計画に基づき、警戒事態【フェーズ2】以降、県モニタリング本部を併せて設置。施設敷地緊急事態【フェーズ3】以降設置される国の緊急時モニタリングセンターの主導の下、緊急時モニタリングを実施。実測により放射性物質拡散の状況を把握し、必要な防護措置を執行。
- 緊急時モニタリング、各防護措置の実施に当たっては、国が行う大気中放射性物質拡散予測結果を考慮。

配備レベル		配備体制			
情報収集事態 【フェーズ1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱または5強の地震が発生したとき</li> <li>②原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき</li> <li>③その他防災危機管理監が警戒配備体制を決定したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■警戒配備</li> <li>・防災危機管理局警戒2号体制班配備</li> <li>・（原子力防災室2名配備）</li> <li>・広報課2名配備</li> </ul>			
警戒事態 【フェーズ2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発令されたとき</li> <li>②原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき</li> <li>③原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき</li> <li>④その他副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害警戒本部設置</li> <li>・本部長 = 副知事</li> <li>・副本部長 = 防災危機管理監</li> <li>・本部員 = 14課長</li> <li>・本部事務局</li> <li>■広報課3名配備</li> <li>■災害警戒地方本部設置</li> <li>・本部長 = 地域防災監</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■県モニタリング本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対策拠点施設へ職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■EMCへ職員派遣</li> </ul>
施設敷地緊急事態 【フェーズ3】  (原災法10条) 特定事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき</li> <li>②原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき</li> <li>③福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき</li> <li>④その他知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害対策本部設置</li> <li>・本部長 = 知事</li> <li>・副本部長 = 副知事</li> <li>・本部員 = 防災危機管理監、各部長等</li> <li>・本部事務局</li> <li>・各部</li> <li>■災害対策地方本部設置</li> <li>・本部長 = 地域防災監</li> </ul>			
全面緊急事態 【フェーズ4】  (原災法15条) 緊急事態宣言	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき</li> <li>②内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害対策地方本部設置</li> <li>・本部長 = 地域防災監</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対策拠点施設へ職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■EMCへ職員派遣</li> </ul>	



## 《初動対応における基本事項（留意事項）》

### ① 心得

- 住民の生命の確保を最優先に考慮。
- 冷静に、正確かつ迅速な行動に努力。
- 自組織内および関係機関等との情報共有に努め、連携して行動。
- パニック防止

### ② 情報伝達

#### 〔口頭による情報伝達〕

- 自らの所属・氏名を明確に伝達、連絡先等を確認。
- 連絡の時刻、相手方の所属・氏名を記録。メモ等を確認しながら、連絡内容の漏れがないよう注意。
- 明瞭・簡潔に情報を伝達。復唱し、誤解を招かない伝達に努力。
- 数値、単位を確実に伝達。
- 相手が不在の場合は、代理者に確実に連絡依頼または再度連絡。

#### 〔連絡様式による情報伝達〕

- 発信元、連絡先、連絡時刻を明確に記述。
- 伝達内容は、明瞭・簡潔に記述。
- 予め定められた手段、伝達経路等に従い、迅速に実施。

#### 〔その他〕

- 館内放送を活用し、庁舎内関係者間での情報共有を図る。

### ③ 会議の開催

- 会議開催案内は事前に明確に周知。開催時刻が近づいたら再度アナウンス。
- 会議冒頭で、会議の名称、目的、参加者、決定すべき事項の有無等を確認。また、予定終了時刻を明確化。
- 司会進行と判断者の役割を明確に区分。効率的議事進行に努力。
- 現段階の状況における参加者の認識を統一。
- 説明・報告は、短切に。
- 会議開催中に重大な事態の進展があった時は、議事を中断し、当該情報を報告。
- 終了時に、会議での決定事項を改めて確認。
- 終了時に、今後の予定、次回の開催予定等を明確化。

## (2) 組織および動員計画（人員、資機材）

※ 原子力災害の特殊性を鑑み、「防災危機管理局職員」には、原子力防災室職員は含まないものとして整理。

※ 関係課等は、本動員計画に基づき、参集対象者名簿および連絡表等を整備。

### ア 情報収集事態【フェーズ1】

配備体制	警戒配備
------	------

#### ① 防災危機管理局2号体制班

所掌事務	総括責任者	1 各事務の総括、公表資料の確認に関すること	
	総務・広報班	1 県幹部職員への情報提供（資料配付）（知事、副知事、知事公室長、秘書課長） 2 土木事務所、県航空隊との連絡調整 3 災害関係の広報活動 (1) 広報課との連絡調整 (2) 報道発表資料の印刷、広報課への提出 (3) 県議会議員からの問合せ対応 (4) 報道機関等からの問合せ対応	
	情報・連絡調整班	1 災害情報等の収集・整理 (1) 災害情報の収集・整理 ・原子力事業者（関西電力、日本原電、原子力機構） ・原子力規制庁規制事務所（敦賀、美浜、大飯、高浜） ・市町（大津市を除く。）（土木事務所経由）、大津市 ・ライフライン機関（関西電力滋賀支店、N T T滋賀支店） ・庁内各課（流域政策局、道路課、砂防課、交通政策課、農政課、生活衛生課） (2) 気象情報の収集・整理（彦根気象台メール情報） 2 報道発表資料の作成 (1) 報道発表資料の作成、ホームページへの掲載 (2) 県警との発表資料の確認、連絡調整 (3) 関係課からの資料提供の調整 3 県の災害応急対策の実施状況の把握 4 防災関係機関の災害応急対策の実施状況の把握 5 災害情報、気象情報の防災関係機関への提供 6 消防庁、内閣府等への報告 7 防災行政無線による連絡の確保 8 防災情報システムの運用	
要員	総括責任者	防災危機管理局（原子力防災室）チームリーダーから選任	1 名
	総務・広報班	防災危機管理局職員から選任	2 名
	情報・連絡調整班	防災危機管理局職員から選任	2 名
		原子力防災室職員から選任	0~1 名
資機材	（使用資機材の種類、数、保管場所（移設元）等を記載。）		

## ② 原子力防災室

所掌事務	全般	
要員	(勤務時間外の場合) チームリーダー、室職員 (原子力)	2 名
資機材	(使用資機材の種類、数、保管場所 (移設元) 等を記載。)	

## ③ 広報課

所掌事務	報道対応、SNSによる情報発信、(ホームページ)	
要員	(勤務時間外の場合) 課職員	2 名
資機材	(使用資機材の種類、数、保管場所 (移設元) 等を記載。)	

イ 警戒事態【フェーズ2】

配備体制	災害警戒本部設置
------	----------

① 災害警戒本部

所掌事務	本部長	警戒本部の事務の総理			
	副本部長	本部長の補佐、本部長に事故あるときは本部長職務代理			
	本部員	警戒本部の事務の遂行への参画			
	本部事務室	事務室長	警戒本部の事務処理の総括		
総務・広報班		1 本部員会議、連絡員会議の開催 2 地方本部との連絡調整 3 本部付職員の服務管理 4 災害関係の広報活動 5 報道機関に対する災害情報の提供 6 その他警戒本部の庶務			
情報班		1 災害情報の収集・整理 2 報道機関に対する各種資料の作成 3 県の災害応急対策の実施状況の把握 4 防災関係機関の災害応急対策の実施状況の把握			
	無線通信・連絡調整班	1 防災行政無線による連絡の確保 2 災害情報の地方本部等への提供 3 消防庁等への報告			
要員	本部長	副知事			
	副本部長	防災危機管理監			
	本部員	各部局幹事課長			
	本部事務室	事務室長	防災危機管理局副局長		
		総務・広報班	班長	原子力防災室長	
	班員		防災危機管理局職員から選任		名
原子力防災室職員から選任			名		
情報班	班長	原子力防災室チームリーダー			
	班員	防災危機管理局職員から選任		名	
無線通信・連絡調整班	班長	地震・危機管理室長			
	班員	防災危機管理局職員から選任		名	
資機材	(使用資機材の種類、数、保管場所(移設元)等を記載。)				

② 広報課

所掌事務	報道対応、SNSによる情報発信、(ホームページ)		
要員	(勤務時間外の場合)	管理監(広報課長)、課職員	3名
資機材	(使用資機材の種類、数、保管場所(移設元)等を記載。)		

③ 災害警戒地方本部

所掌事務	
要員	
資機材	

(各地方本部と調整の上、整理)

④ 県モニタリング本部

所掌事務	
要員	
資機材	

(別途作成する「緊急時モニタリング実施要領」による。)

ウ 施設敷地緊急事態【フェーズ3】

配備体制	災害対策本部設置
------	----------

① 災害対策本部

所掌事務	本部長	災害対策本部の事務の総括、所部の職員を指揮監督		
	副本部長	本部長の補佐、本部長職務代理		
	本部員	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事		
	本部事務局	事務局長	本部長の命を受け、対策本部の事務を推進し、事務局の所掌事務を統括	
		事務局次長	事務局長の補佐、事務局長職務代理	
		幹事	1 本部長の命を受け、災害予防および応急対策の円滑な実施を図るとともに当該本部員を補佐	
			2 それぞれの職務に応じ、事務局長を補佐	
		副幹事	上司の命を受け、当該部の所掌事務で、災害予防、応急対策の実施に関する事務局の事務を処理し、その所属する部内の連絡調整を図る。	
		総務係	1 事務局の総合調整	
			2 災害対策に関し、対策本部各組織相互間ならびに関係市町および関係機関相互間の連絡調整	
			3 災害に対する情報の収集および伝達	
			4 災害広報	
			5 自衛隊への災害派遣要請に関し、関係自衛隊ならびに対策本部の各組織、関係市町および関係機関相互間の連絡調整	
	6 本部員会議の開催			
	7 滋賀県防災会議			
	8 プロジェクトチームの設置			
情報処理係	1 方面別、部門別被害情報等の分類、整理、報告、伝達			
	2 災対法および関係法令に規定する報告等			
情報第1係	地方本部および市町の被害情報等の収集、整理、報告、伝達			
情報第2係	部の被害情報等の収集、整理、報告、伝達			
情報第3係	指定行政機関および指定公共機関等の収集、整理、報告、伝達			
通信気象係	1 気象予警報の一斉通報			
	2 防災行政無線の管理統制			
要員	本部長	知事		
	副本部長	副知事		
	本部員	知事公室長、防災危機管理監、各部局長		
	本部事務局	事務局長	防災危機管理局副局長	
		事務局次長	知事直轄組織管理監	
		幹事	各部局幹事課長	
		副幹事	各部局危機管理員	

要員	本部事務局	総務係	係長	原子力防災室長	
			係員	防災危機管理局職員から選任	名
				原子力防災室職員から選任	名
		情報処理係 情報第1～3係	係長	原子力防災室チームリーダー	
			係員	防災危機管理局職員から選任	名
		通信気象係	係長	地震・危機管理室長	
係員	防災危機管理局職員から選任		名		
資機材	(使用資機材の種類、数、保管場所(移設元)等を記載。)				

② 災害対策本部(対策拠点施設(オフサイトセンター)への派遣職員)

所掌事務	1 現地事故対策連絡会議への参画				
	2 国等との連絡調整、情報の共有				
要員	知事公室長				
	広報課職員から選任				名
資機材	(使用資機材の種類、数、保管場所(移設元)等を記載。)				

③ 災害対策本部各部

所掌事務	(各部が定めるところによる。)				
要員					
資機材					

④ 災害対策地方本部

所掌事務	(各地方本部と調整の上、整理)				
要員					
資機材					

⑤ 県モニタリング本部

所掌事務	(別途作成する「緊急時モニタリング実施要領」による。)				
要員					
資機材					

⑥ (国)緊急時モニタリングセンターへの派遣職員

所掌事務	(別途作成する「緊急時モニタリング実施要領」による。)				
要員					
資機材					

エ 全面緊急事態【フェーズ4】

配備体制	災害対策本部設置
------	----------

① 災害対策本部

所掌事務	(上記「ウ 施設敷地緊急事態【フェーズ3】」に同じ)				
要員	本部長	知事			
	副本部長	副知事			
	本部員	知事公室長、防災危機管理監、各部局長			
	本部事務局	事務局長	防災危機管理局副局長		
		事務局次長	知事直轄組織管理監		
		幹事	各部局幹事課長		
		副幹事	各部局危機管理員		
要員	本部事務局	総務係	係長	原子力防災室長	
			係員	防災危機管理局職員から選任	名
		原子力防災室職員から選任		名	
	情報処理係	係長	原子力防災室チームリーダー		
		情報第1～3係	係員	防災危機管理局職員から選任	名
				通信気象係	係長
係員	防災危機管理局職員から選任	名			
資機材	(使用資機材の種類、数、保管場所(移設元)等を記載。)				

② 災害対策本部(対策拠点施設(オフサイトセンター)への派遣職員)

所掌事務	1 原子災害合同対策協議会への参画		
	2 国等との連絡調整、情報の共有(施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避の状況の把握)		
要員	知事公室長		
	広報課職員から選任		名
	防災危機管理局職員から選任		名
資機材	(使用資機材の種類、数、保管場所(移設元)等を記載。)		

③ 災害対策本部各部

所掌事務			
要員	(各部が定めるところによる。)		
資機材			

④ 災害対策地方本部

所掌事務			
要員	(各地方本部と調整の上、整理)		
資機材			



⑤ 県モニタリング本部

所掌事務	(別途作成する「緊急時モニタリング実施要領」による。)
要員	
資機材	

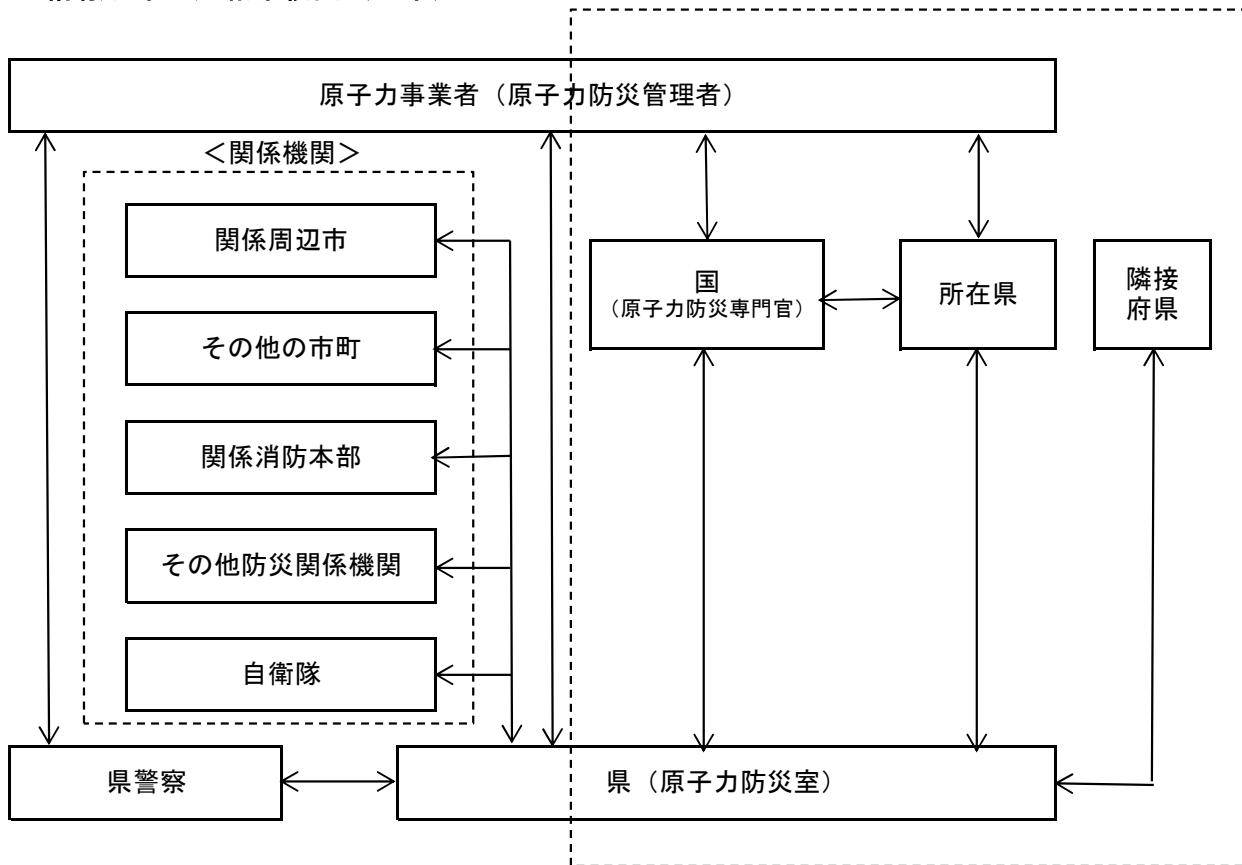
⑥ (国) 緊急時モニタリングセンターへの派遣職員

所掌事務	(別途作成する「緊急時モニタリング実施要領」による。)
要員	
資機材	

(3) 活動内容の概要

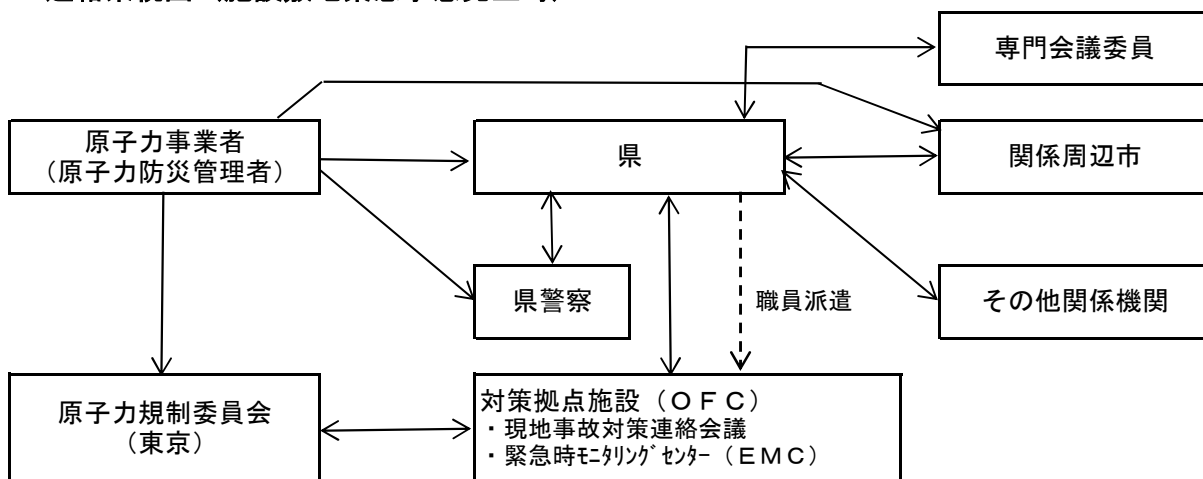
事象の進展		県の活動		(国) 対策拠点 (オフサイトセンター) の活動	
平常時		<ul style="list-style-type: none"> <li>各システム、資機材等メンテナンス</li> </ul>			
トラブル発生		(通常体制)		<ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡</li> <li>情報収集</li> </ul>	
情報収集事態		<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>警戒配備体制 (防災危機管理局2号体制班)</li> </ul>			
警戒事態		<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>災害警戒本部の設置</li> <li>災害警戒地方本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>モニタリング本部の設置</li> </ul>		
施設敷地緊急事態	原災法10条通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>災害対策本部の設置</li> <li>災害対策地方本部の設置</li> <li>対策拠点 (オフサイトセンター) への職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(国) 緊急時モニタリングセンターへの職員派遣</li> <li>緊急時モニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地事故対策連絡会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングセンターの設置</li> <li>緊急時モニタリング</li> </ul>
全面緊急事態	原災法15条該当事象発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内退避</li> <li>避難</li> <li>緊急被ばく医療措置</li> <li>飲食物摂取制限</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害合同対策協議会の開催</li> </ul>	
	原子力緊急事態宣言				
	炉心損傷等の通報				
	放射性物質の放出				
	放射性物質放出の停止				
	原子力緊急事態解除宣言				

■情報収集・連絡系統図（基本）

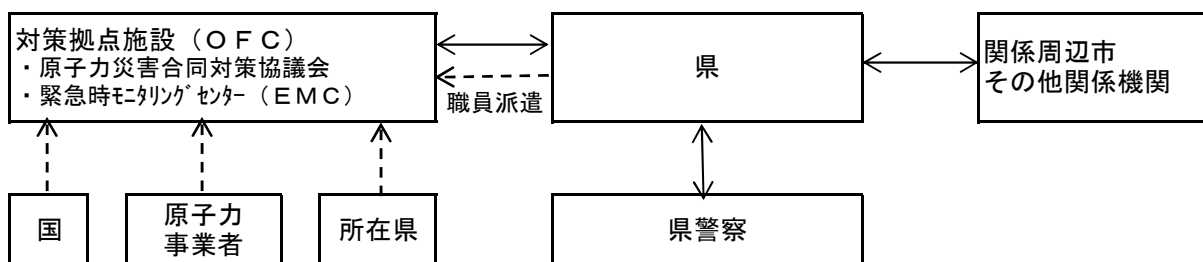


※対策拠点施設（オフサイトセンター）運営時には、職員を派遣

■連絡系統図（施設敷地緊急事態発生時）



■連絡系統図（全面緊急事態発生後）



## 2 実務遂行マニュアル

地域防災計画（原子力災害対策編）に則り、具体的な活動内容を整理。

なお、本マニュアルは、各要員が本マニュアル記載内容以外の活動を行うことを否定するものではない（本マニュアル記載内容を基本としつつ、臨機応変の活動を推奨）。

### (1) 担当別

各要員が自らが所属する担当の職務を把握できるよう、各担当別に具体的な活動内容を整理。

具体的な活動内容を「事態発生前」および「情報収集事態【フェーズ1】」「警戒事態【フェーズ2】」「施設敷地緊急事態【フェーズ3】」「全面緊急事態【フェーズ4】」の4段階の緊急事態区分ごとに、「○情報の収集・整理・連絡」「◎対策本部等の設置・運営」「□広報活動」「☆モニタリング」「◇防護措置」の5つの活動項目に分けて、優先順位を考慮しながら、時系列に明示。

※ 活動の流れが理解しやすいよう、文章に加え、チャート図や表などを記載。

※ 「☆モニタリング」に関しては、本マニュアルでは主な活動項目のみ示し、詳細は別途作成する「緊急時モニタリング実施要領」によるものとする。

緊急事態区分	事態発生前			情報収集事態			警戒事態			施設敷地緊急事態			全面緊急事態				
	○情報	□広報	☆モニタ	○情報	◎本部	□広報	☆モニタ	○情報	◎本部	□広報	☆モニタ	◇防護	○情報	◎本部	□広報	☆モニタ	◇防護
活動項目 ○情報の収集・整理・連絡 ◎対策本部等の設置・運営 □広報活動 ☆モニタリング ◇防護措置																	
■宿日直者	○			○	◎			○	◎				○	◎			
■防災危機管理局原子力防災室	○	□	☆	○	◎	□	☆	○	◎	□	☆	○	◎	□	☆	◇	◇
■広報課（災害対策本部広報班）					◎	□			◎	□				◎	□		
■秘書課（災害対策本部秘書班）					◎				◎					◎			
■防災危機管理局警戒2号体制班																	
総務・広報班					◎	□											
情報・連絡調整班				○	◎	□	☆										
■災害警戒本部																	
本部長（副知事）									◎								
副本部長（防災危機管理監）									◎								
本部事務室総務・広報班									◎	□							
本部事務室情報班、無線通信・連絡調整班								○	◎	□							
■災害対策本部																	
本部長（知事）										◎	□		◇		◎	□	◇
副本部長（副知事）										◎			◇		◎		◇
知事公室長（本部員）										◎			◇		◎		◇
防災危機管理監（本部員）										◎	□		◇		◎	□	◇
本部事務局総務係										◎	□		◇		◎	□	◇
本部事務局情報処理係、情報第1～3係、通信気象係								○	◎					○	◎		
対策拠点施設（オフサイトセンター）派遣職員								○					◇	○			◇



■宿日直者

[勤務時間外に、原子力災害情報を受信]

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営
(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)			

■防災危機管理局原子力防災室

①勤務時間外

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営
(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)			

②勤務時間内

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)						

■広報課（災害対策本部広報班）

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動
(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)			

■秘書課（災害対策本部秘書班）

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営
(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)		

■防災危機管理局警戒2号体制班

[情報収集事態【フェーズ1】から災害警戒本部設置まで]

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
●総務・広報班 ●情報・連絡調整班	(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)					

## ■災害警戒本部

[警戒事態【フェーズ2】から災害対策本部設置まで]

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>●本部長（副知事）</li> <li>●副本部長（防災危機管理監）</li> <li>●本部事務局総務・広報班</li> <li>●本部事務局情報班、無線通信・連絡調整班</li> </ul>		<p>（緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示）</p>				

## ■災害対策本部

[施設敷地緊急事態【フェーズ3】以降]

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>●本部長（知事）</li> <li>●副本部長（副知事）</li> <li>●知事公室長（本部員）</li> <li>●防災危機管理監（本部員）</li> <li>●本部事務局総務係</li> <li>●本部事務局情報処理係、情報第1～3係、通信気象係</li> <li>●対策拠点施設（オフサイトセンター）派遣職員</li> <li>【各部】（主な対応班について記載）</li> <li>●総務班</li> <li>●環境政策班</li> <li>●琵琶湖政策班</li> <li>●循環社会推進班</li> <li>●森林政策班</li> <li>●健康福祉政策班</li> <li>●健康医療班</li> <li>●医療福祉班</li> <li>●障害福祉班</li> <li>●生活衛生班</li> <li>●薬務感染症対策班</li> <li>●子ども・青少年班</li> <li>●商工政策班</li> <li>●観光交流班</li> <li>●農政班</li> <li>●農業経営班</li> <li>●畜産班</li> <li>●水産班</li> <li>●スポーツ健康班</li> <li>●企業部</li> </ul>		<p>（緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示）</p>				

■地方本部

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)						

■県モニタリング本部

[警戒事態【フェーズ2】以降]

担当	区分	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>●企画調整班</li> <li>●大気班</li> <li>●琵琶湖水班</li> <li>●飲料水班</li> <li>●農作物班</li> <li>●畜産物班</li> <li>●水産物班</li> <li>●林産物班</li> <li>●分析班</li> </ul>	<p>(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)</p> <p>※ 本マニュアルでは主な活動項目のみ示し、詳細は別途作成する「緊急時モニタリング実施要領」によるものとする。</p>			



## (2) 活動項目別（確認シート）

(1)で整理した活動内容について、各要員が

- ・ 情報収集、連絡、調整等の相手先
- ・ 使用する様式等
- ・ 使用する資機材

を順を追って理解できるよう、「○情報の収集・整理・連絡」「◎対策本部等の設置・運営」「□広報活動」「☆モニタリング」「◇防護措置」の5つの活動項目ごとに整理（(1)を各担当単位で整理するのに対し、ここでは活動項目単位で整理。）。

### ○情報の収集・整理・連絡

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式	資機材	備考
（各活動内容ごとに整理し、記載）							

### ◎対策本部等の設置・運営

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式	資機材	備考
（各活動内容ごとに整理し、記載）							

### □広報活動

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式	資機材	備考
（各活動内容ごとに整理し、記載）							

### ☆モニタリング

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式	資機材	備考
（各活動内容ごとに整理し、記載）							

※ モニタリング本部における活動詳細については、別途作成する「緊急時モニタリング実施要領」による（本マニュアルでは、確認シートの作成を割愛。）。

### ◇防護措置

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式	資機材	備考
（各活動内容ごとに整理し、記載）							

◎各種様式等

[資機材メンテナンス関係]

- 資機材等点検チェックリスト

[情報の収集・整理・連絡関係]

- トラブル等連絡票
- 警戒事象発生通報様式
- 特定事象発生通報様式
- 原災法第15条第1項に関する報告様式
- 応急措置の概要連絡様式

(原子力事業者使用様式)

- 情報収集（受信）票
- 情報整理票
- 情報連絡票（FAX送信状）
- 口頭による情報連絡票
- 一斉指令装置アナウンス例
- 各関係機関あて通知文例
- 専門家派遣要請文例
- 緊急消防援助隊応援要請文例
- 警察災害派遣要請文例
- 自衛隊原子力災害派遣要請文例

[対策本部等の設置・運営関係]

- 館内放送アナウンス例
- 災害警戒本部連絡員会議次第例
- 災害警戒本部連絡員会議配付資料例
- 災害警戒本部連絡員会議議事録作成例
- 災害警戒（地方）本部本部員会議次第例
- 災害警戒（地方）本部本部員会議配付資料例
- 災害警戒（地方）本部本部員会議議事録作成例
- 災害対策本部幹事会議次第例
- 災害対策本部幹事会議配付資料例
- 災害対策本部幹事会議議事録作成例
- 災害対策（地方）本部本部員会議次第例
- 災害対策（地方）本部本部員会議配付資料例
- 災害対策（地方）本部本部員会議議事録作成例

### **[広報活動関係]**

- ポジションペーパー（基本情報整理票）作成例
- 報道機関向け資料提供作成例
- 記者発表（説明）手持ち資料（想定問答等）作成例
- ホームページ掲載文例
- しがしがメール文例
- SNS情報提供文例
- ラジオ放送アナウンス例
- テレビ放送アナウンス例
  
- 報道機関問合せ対応票
- 県民間問合せ対応票

### **[モニタリング関係]**

- モニタリング結果記録表
- モニタリング結果整理票

### **[防護措置関係]**

- 屋内退避指示通知文例
- 避難指示通知文例
- 飲食物摂取制限実施通知文例
- 出荷制限実施通知文例

### Ⅲ 参考資料編

#### 1 原子力防災参考資料

- (1) 緊急時連絡先一覧
- (2) 原子力防災関係システム、資機材等一覧
- (3) 福井県所在原子力施設一覧
- (4) 原子力防災に関する基礎知識
  - ア 放射線、放射能に関する基礎知識
    - 放射能と放射線
    - 放射線の測定
    - 放射線の人体への影響
    - 放射線の防護
  - イ 原子力施設の概要
  - ウ 核燃料輸送の概要
  - エ 原子力防災に係る法体系の概要
  - オ 原子力災害により予測される影響と本県の対応方針
  - カ 原子力防災に係る主なシステム、資機材等
  - キ その他

#### 2 原子力防災用語集

※ あいうえお順に整理

# 滋賀県緊急時モニタリング実施要領 骨子(原案) 概要

## I 総則

### 1 本実施要領作成の目的

「滋賀県緊急時モニタリング計画」(平成26年3月策定)に基づく緊急時モニタリング体制の整備および緊急時モニタリングの実施に関し、具体的な実施内容・方法を定め、原子力災害発生時における緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施することを目的。

### 2 本実施要領の位置づけ

国の法令等に基づく県の基本計画(滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)、滋賀県緊急時モニタリング計画)の実務面の具体化。

### 3 本実施要領の対象範囲

- (1) 施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリング(ただし、中期・復旧期モニタリングを除く。)
  - (2) (1)に備えた平常時から警戒事態までの環境放射線モニタリング
- また、主として以下の職員の活動を対象。
- ・ 県本庁、県地方行政機関(土木事務所、農業農村振興事務所等)および企業庁における職員の活動
  - ・ 国設置の緊急時モニタリングセンター(EMC)における本県派遣職員の活動

### 4 本実施要領の特徴(作成の考え方)

- (1) 実践性を重視(実動訓練を通じた検証、不断に見直し)。
- (2) 平常時の啓発資料として使用できるよう配慮(参考資料、関係用語集を付属)。

## II 対応編

### 1 緊急時モニタリング体制

● 県緊急時モニタリング本部 ・ 組織および要員 ・ 連絡(指揮命令)体系 ・ 所掌事務	● EMCへの派遣職員 ・ 派遣要員 ・ 派遣要員との連絡体系
---	------------------------------------

● モニタリング資機材の整備・維持管理		
(1) システム ・ 県環境放射線モニタリングシステム (・ モニタリング情報共有システム(RAMISES)) ・ 緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDI) ・ 県原子力防災ネットワークシステム	(2) モニタリング機器 ・ モニタリング車 (・ 可搬型モニタリングホスト) ・ 各種サーベイメータ ・ 放射線量率テーパー ・ 積算線量計 ・ 可搬型ゲージカウンタ	(3) 分析装置 ・ ゲルマニウム半導体検出器
(4) 防護資機材その他 ・ 個人被ばく線量計 ・ 全面マスク ・ 自給式呼吸器 ・ 防護服セット 等		

### 2 緊急時モニタリングの実施

● 測定項目、測定対象、測定地点(エリア)候補地等
● 国が行う大気中放射性物質拡散予測結果の活用
● 結果の取扱い(国への提供、結果の妥当性の確認、公表)
● 被ばく管理および汚染管理(被ばく管理方法、被ばく管理基準、被ばく防止対策、機器の汚染防止対策)

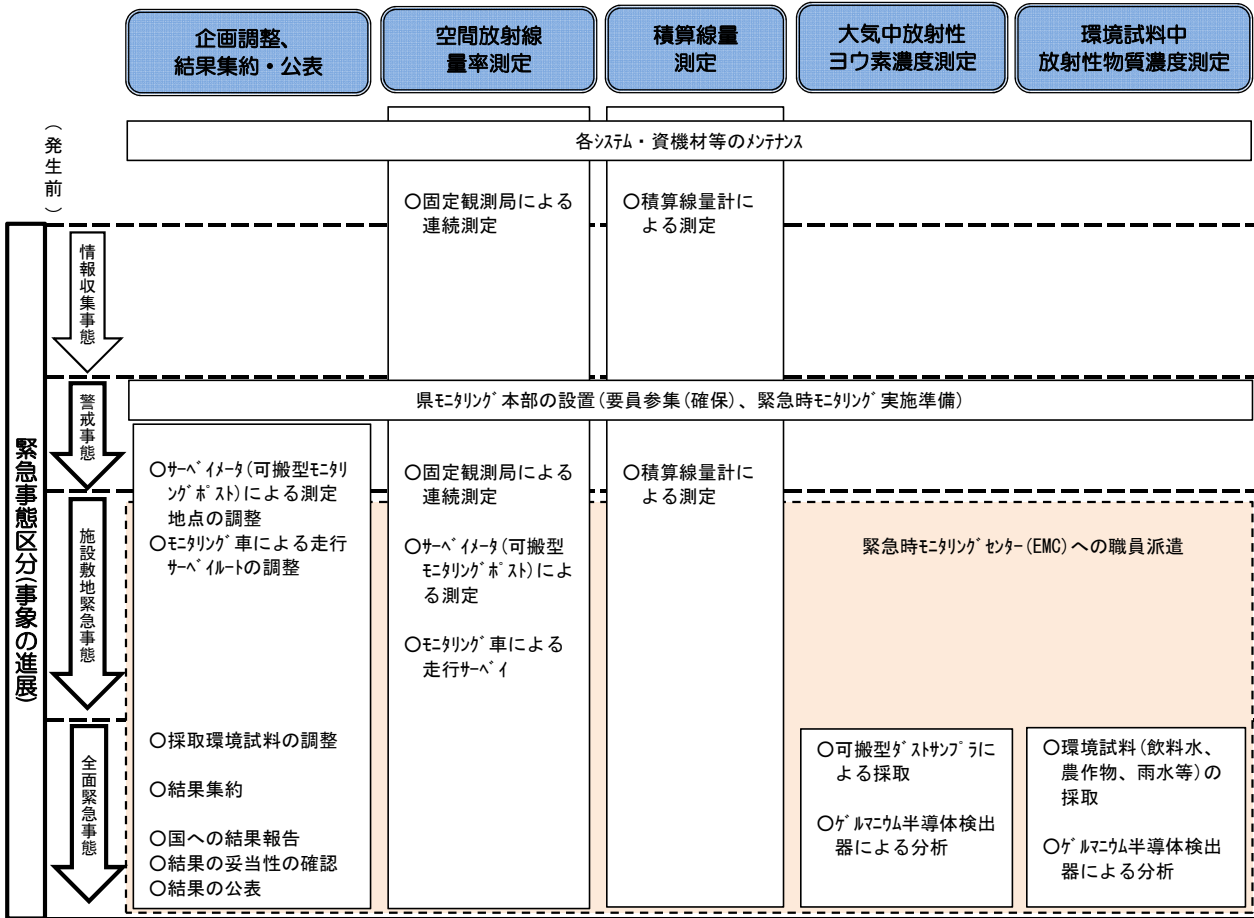
● 実施の流れ(実務遂行マニュアル(各種様式を含む。))

各要員が自らが所属する担当(班)の職務を把握できるよう、各担当(班)別に具体的な活動内容を整理。具体的な活動内容を「事態発生前」および4段階の緊急事態区分(フェーズ)ごとに、5つの活動項目に分けて、優先順位を考慮しながら、時系列に明示。

※ 活動の流れが理解しやすいよう、文章に加え、チャート図や表などを活用。

※ また、連絡調整等の相手先、使用する様式、使用する資機材等を順を追って理解できるよう配慮。

- ・ 宿日直者
- ・ 防災危機管理局原子力防災室
- ・ 広報課(災害対策本部広報班)
- ・ 防災危機管理局2号体制班(総務・広報班、情報・連絡調整班)
- ・ 県緊急時モニタリング本部(企画調整班、大気班、琵琶湖水班、飲料水班、農作物班、畜産物班、水産物班、林産物班、分析班、EMC派遣職員)



3 平常時モニタリングの実施

● 目的

● 実施内容(測定項目、測定対象、測定ポイント(エリア)、測定頻度等)

● 結果の取扱い(データ蓄積、公表)

● 実施の流れ(実務遂行マニュアル(各種様式含む。))

III 参考資料編

1 環境放射線モニタリング参考資料

2 環境放射線モニタリング用語集

# 滋賀県緊急時モニタリング実施要領 骨子（原案）

## [ 全 体 構 成 ]

### I 総則

- 1 本実施要領作成の目的
- 2 本実施要領の位置づけ
- 3 本実施要領の対象範囲
- 4 本実施要領の特徴（作成の考え方）

### II 対応編

#### 1 緊急時モニタリング体制

##### (1) 組織および要員

- ア 警戒事態【フェーズ2】
- イ 施設敷地緊急事態【フェーズ3】
- ウ 全面緊急事態【フェーズ4】

##### (2) モニタリング資機材の整備・維持管理

- ア システム
- イ モニタリング機器
- ウ 分析装置
- エ 防護資機材

#### 2 緊急時モニタリングの実施

##### (1) 緊急時モニタリングの測定項目等

- ア 空間線量率
- イ 積算線量
- ウ 大気中の放射性ヨウ素濃度
- エ 環境試料中の放射性物質濃度

##### (2) 国が行う大気中放射性物質拡散予測結果の活用

##### (3) 緊急時モニタリング結果の取扱い

- ア 固定観測局による空間線量率測定結果の公表
- イ その他測定結果の取扱い

##### (4) 被ばく管理および汚染管理

- ア 被ばく管理方法
- イ 被ばく管理基準
- ウ 被ばく防止対策
- エ 機器の汚染防止対策

##### (5) 緊急時モニタリング実施の流れ（実務遂行マニュアル）

◎各種様式等

## II 対応編

### 3 平常時モニタリングの実施

(1) 平常時モニタリングの目的

(2) 平常時モニタリングの実施内容

ア 空間線量率

イ 積算線量

ウ 大気中の放射性ヨウ素濃度

エ 環境試料中の放射性物質濃度

(3) 平常時モニタリング結果の取扱い

ア 空間線量率測定結果

イ その他測定結果

(4) 平常時モニタリング実施の流れ（実務遂行マニュアル）

◎各種様式等

## III 参考資料編

### 1 環境放射線モニタリング参考資料

(1) 関係機関連絡先一覧

(2) 福井県所在原子力施設一覧

(3) 環境放射線モニタリング関係システム・資機材簡易マニュアル

(4) 過去の平常時モニタリングの測定・分析結果

(5) 環境放射線モニタリングに関する基礎知識

### 2 環境放射線モニタリング用語集



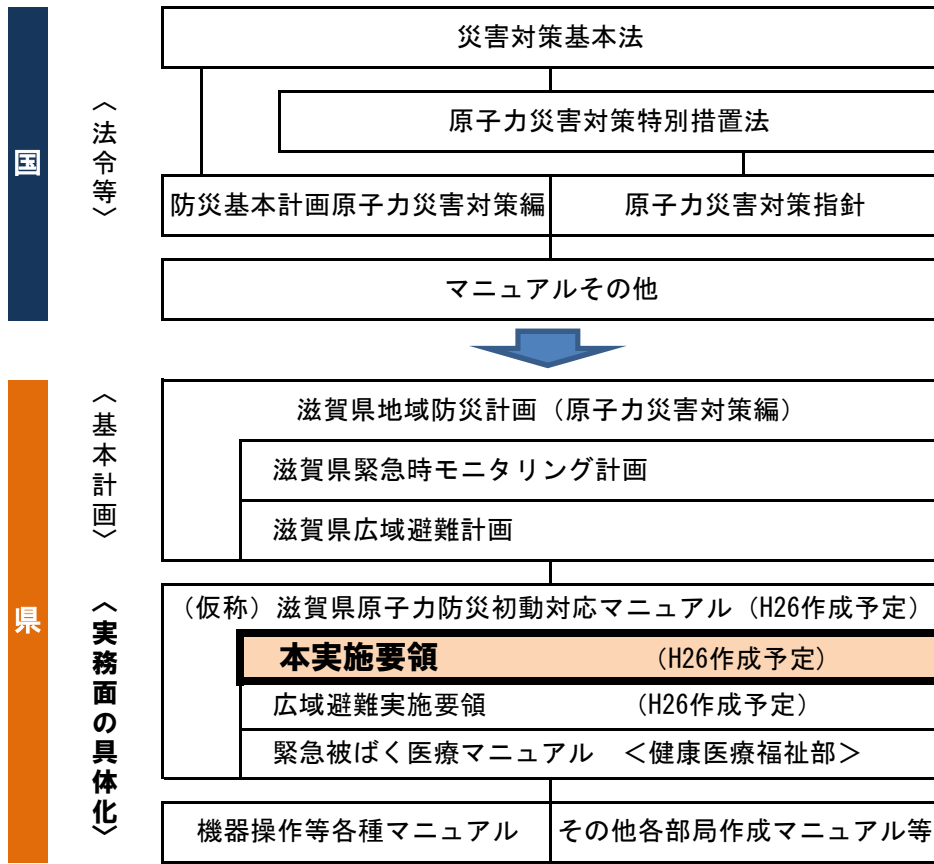
# 滋賀県緊急時モニタリング実施要領 骨子（原案）

## Ⅰ 総則

### 1 本実施要領作成の目的

「滋賀県緊急時モニタリング計画」（平成26年3月策定）に基づく緊急時モニタリング体制の整備および緊急時モニタリングの実施に関し、具体的な実施内容・方法を定め、原子力災害発生時における緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施することを目的。

### 2 本実施要領の位置づけ



### 3 本実施要領の対象範囲

- 滋賀県緊急時モニタリング計画に定める環境放射線モニタリングのうち、以下を除き対象。
  - ① 中期モニタリング
  - ② 復旧期モニタリング
- 中期および復旧期モニタリングについては、原子力災害対策指針において「今後の検討課題」とされていることから、当該指針の今後の改定を踏まえ、追記。
- また、主として以下の職員の活動を対象。
  - ・ 県本庁、県地方行政機関（土木事務所、農業農村振興事務所等）および県企業庁における職員の活動
  - ・ 国設置の緊急時モニタリングセンター（EMC）における本県派遣職員の活動

## 4 本実施要領の特徴（作成の考え方）

### (1) 実践性を重視

- 本実施要領だけで即時にモニタリングが実施できるよう、実践性を重視。要員個々の視点での具体的な活動（誰が、何を、どのような手段で、いつ行うのか）を整理。
- 実動訓練等を通じた検証を実施。固定的なものにせず、不断に見直しを実施。

### (2) 平常時の啓発資料として使用できるよう配慮

- 環境放射線モニタリングについての参考資料、関係用語集を付属し、原子力災害時の対応だけでなく、平常時の啓発資料としても使用できるよう配慮。

## II 対応編

### 1 緊急時モニタリング体制

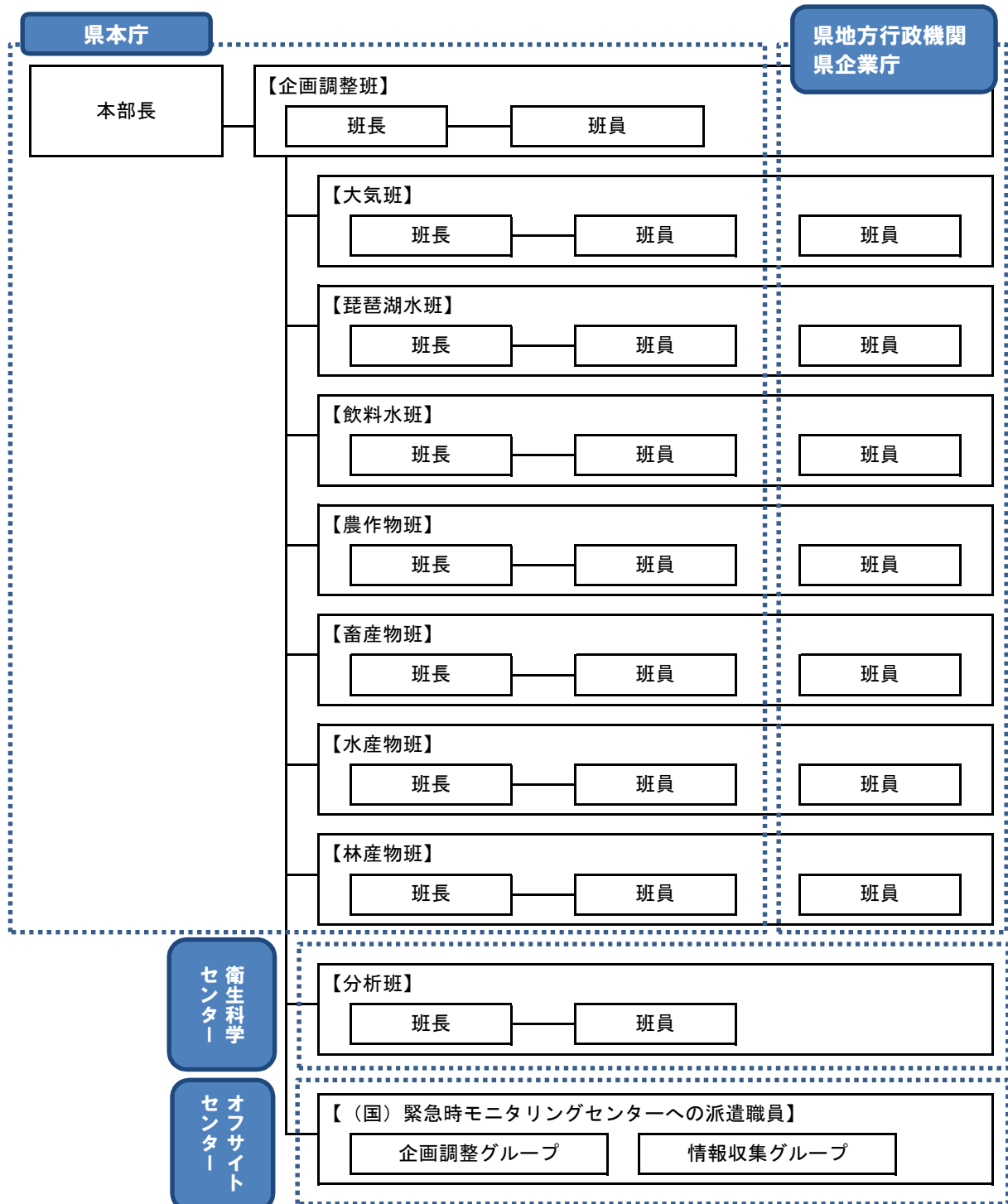
緊急時モニタリングを実施するために警戒事態以降設置する県緊急時モニタリング本部、および施設敷地緊急事態以降に国が設置する緊急時モニタリングセンター（EMC）への職員派遣について、その組織および動員計画（人員および資機材）を明示。

※ 原子力災害の特殊性に鑑み、「防災危機管理職員」には、原子力防災室職員は含まないものとして整理。

※ 関係課等は、本動員計画に基づき、参集対象者名簿および連絡表等を整備。

#### (1) 組織および要員

〔滋賀県緊急時モニタリング本部 組織図〕



ア 警戒事態【フェーズ2】

① 県緊急時モニタリング本部

所掌事務	本部長	県緊急時モニタリング本部の事務の総理		
	企画調整班	1 各班モニタリング結果の集約 2 モニタリング結果の公表 3 県災害警戒本部等関係機関との連絡調整		
	大気班	1 空間放射線量率、積算線量の測定地点の選定および測定		
要員	本部長			
	企画調整班	班長		
		班員		名
			防災危機管理局職員から選任	名
	大気班	班長		
		班員		名
			名	

## イ 施設敷地緊急事態【フェーズ3】

### ① 県緊急時モニタリング本部

所掌事務	本部長	県緊急時モニタリング本部の事務の総理		
	企画調整班	1 各班モニタリング結果の集約 2 モニタリング結果の公表 3 (国) 緊急時モニタリングセンターとの連絡調整 4 県災害対策本部等関係機関との連絡調整		
	大気班	1 空間放射線量率、積算線量の測定地点の選定および測定		
要員	本部長			
	企画調整班	班長		
		班員		名
			防災危機管理局職員から選任	名
	大気班	班長		
		班員		
				名
			名	

### ② (国) 緊急時モニタリングセンターへの派遣職員

所掌事務	1 緊急時モニタリングセンター企画調整グループへの参画		
	(1) モニタリング実施計画に基づく実施調整 (2) モニタリング実施計画の改訂案作成 (3) モニタリング結果の解析 (4) 放射性物質の拡散予測 (5) モニタリングセンター内およびモニタリング実施拠点への情報提供 (6) モニタリング要員、資機材等の確保		
	2 緊急時モニタリングセンター情報収集管理グループへの参画		
	(1) モニタリング結果の取りまとめ、妥当性の確認 (2) 各種情報の収集・整理 (3) 原子力災害対策本部等関係機関との連絡調整		
要員	企画調整グループ		名
	情報収集グループ		名

## ウ 全面緊急事態【フェーズ4】

### ① 県緊急時モニタリング本部

所掌事務	本部長	県緊急時モニタリング本部の事務の総理
	企画調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班モニタリング結果の集約</li> <li>2 モニタリング結果の公表</li> <li>3 (国) 緊急時モニタリングセンターとの連絡調整</li> <li>4 県災害対策本部等関係機関との連絡調整</li> </ol>
	大気班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空間放射線量率、積算線量の測定地点の選定および測定</li> <li>2 大気中放射性ヨウ素濃度測定に係る試料の採取</li> <li>3 分析班への試料の搬入・引渡し</li> </ol>
	琵琶湖水班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 琵琶湖水に係る採取試料、採取地点の選定</li> <li>2 琵琶湖水に係る試料採取</li> <li>3 分析班への試料の搬入・引渡し</li> </ol>
	飲料水班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水に係る採取試料、採取地点の選定</li> <li>2 飲料水に係る試料採取</li> <li>3 分析班への試料の搬入・引渡し</li> </ol>
	農作物班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物に係る採取試料、採取地点の選定</li> <li>2 農作物に係る試料採取</li> <li>3 分析班への試料の搬入・引渡し</li> </ol>
	畜産物班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 畜産物に係る採取試料、採取地点の選定</li> <li>2 畜産物に係る試料採取</li> <li>3 分析班への試料の搬入・引渡し</li> </ol>
	水産物班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水産物に係る採取試料、採取地点の選定</li> <li>2 水産物に係る試料採取</li> <li>3 分析班への試料の搬入・引渡し</li> </ol>
	林産物班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林産物に係る採取試料、採取地点の選定</li> <li>2 林産物に係る試料採取</li> <li>3 分析班への試料の搬入・引渡し</li> </ol>
	分析班	各班から搬入された試料の分析

要員	本部長			
	企画調整班	班長		
		班員		名
			生活衛生課食の安全推進室職員から選任	名
			農政課職員から選任	名
			薬務感染症対策課から選任	名
			防災危機管理局職員から選任	名
	大気班	班長		
		班員		名
				名
	琵琶湖水班	班長	琵琶湖政策課長	
		班員	琵琶湖政策課職員から選任	名
			琵琶湖環境科学研究センター職員から選任	名
	飲料水班	班長	生活衛生課長	
		班員	生活衛生課職員から選任	名
			企業庁職員から選任	名
	農作物班	班長	農業経営課長	
		班員	農業経営課職員から選任	名
			湖北農業農村振興事務所職員から選任	名
			高島農業農村振興事務所職員から選任	名
	畜産物班	班長	畜産課長	
		班員	畜産課職員から選任	名
			家畜保健衛生所職員から選任	名
	水産物班	班長	水産課長	
		班員	水産課職員から選任	名
			水産試験場から選任	名
	林産物班	班長	森林政策課長	
班員		森林政策課職員から選任	名	
		湖北森林整備事務所職員から選任	名	
		西部・南部森林整備事務所職員から選任	名	
分析班	班長	衛生科学センター長		
	班員	衛生科学センター職員から選任	名	

## ② (国)緊急時モニタリングセンターへの派遣職員

所掌事務	1 緊急時モニタリングセンター企画調整グループへの参画		
	(1) モニタリング実施計画に基づく実施調整 (2) モニタリング実施計画の改訂案作成 (3) モニタリング結果の解析 (4) 放射性物質の拡散予測 (5) モニタリングセンター内およびモニタリング実施拠点への情報提供 (6) モニタリング要員、資機材等の確保		
	2 緊急時モニタリングセンター情報収集管理グループへの参画		
	(1) モニタリング結果の取りまとめ、妥当性の確認 (2) 各種情報の収集・整理 (3) 原子力災害対策本部等関係機関との連絡調整		
要員	企画調整グループ		名
	情報収集グループ		名

### ◆緊急時モニタリングセンター（EMC）設置場所

緊急事態が発生した原子力施設に応じて、次の対策拠点施設（オフサイトセンター）に設置される。

緊急事態が発生した原子力施設		現地対策拠点施設（オフサイトセンター）	隣接対策拠点施設（オフサイトセンター）
1	日本原子力発電(株)敦賀発電所	敦賀オフサイトセンター (敦賀市金山99号11-47)	美浜オフサイトセンター
2	(独)日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)		
3	(独)日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター(もんじゅ)		
4	関西電力(株)美浜発電所	美浜オフサイトセンター (美浜町佐田64号毛ノ鼻1-6)	敦賀オフサイトセンター
5	関西電力(株)大飯発電所	大飯オフサイトセンター (おおい町成和一丁目1-1)	高浜オフサイトセンター
6	関西電力(株)高浜発電所	高浜オフサイトセンター (高浜町菌部35字一ツ橋14)	大飯オフサイトセンター



## (2) モニタリング資機材の整備・維持管理

### ア システム

システム名		概要	
1	滋賀県環境放射線モニタリングシステム	①システム概要	
		②集約データ	
		③端末設置場所	本庁
2	滋賀県モニタリング情報共有システム (H26導入予定)	①システム概要	
		②集約データ	
		③端末設置場所	
3	緊急時迅速放射能影響予測システム (SPEEDI)	①システム概要	
		②端末設置場所	本庁、長浜土木事務所、高島土木事務所
4	滋賀県原子力防災ネットワークシステム	①システム概要	
		②端末設置場所	本庁、長浜土木事務所、高島土木事務所、長浜市役所、高島市役所、敦賀オフサイトセンター、美浜オフサイトセンター、大飯オフサイトセンター、高浜オフサイトセンター

### イ モニタリング機器

機器名	県保有数量	配備先														貸出先				
		本庁	長浜土木事務所	高島土木事務所	湖東土木事務所	東近江土木事務所	甲賀土木事務所	南都土木事務所	(長浜健康福祉事務所)	(高島健康福祉事務所)	振興農業事務所	振興農業事務所	高島農業事務所	家畜保健衛生所	水産試験場	警察本部	長浜市	高島市	湖北地域消防本部	
1 モニタリング車	2		1	1																
2 可搬型モニタリングポスト (H26導入予定)	0																			
3 電離箱式サーベイメータ	32	1	2	2											14	6	6	1		
4 NaIシンチレーション式サーベイメータ	14		2	3	1	1	1	1	1	1				1	1			1		
5 GM管式サーベイメータ	19	3	2	3	1	1	1	1			1	1	2	1				2		
6 簡易サーベイメータ	42	2															20	20		
7 放射線量率データパネル	6																3	3		
8 可搬型ダストサンプラ	2		1	1																

### ウ 分析装置

装置名	数量	配備先
1 ガンマ線核種分析装置 (ゲルマニウム半導体検出器)	1	衛生科学センター

エ 防護資機材

機器名	県保有数量	配 備 先														貸出先			
		本 庁	長 浜 土 木 事 務 所	高 島 土 木 事 務 所	湖 東 土 木 事 務 所	東 近 江 土 木 事 務 所	甲 賀 土 木 事 務 所	南 部 土 木 事 務 所	湖 北 健 康 福 祉 事 務 所 (長 浜 保 健 所)	高 島 健 康 福 祉 事 務 所 (高 島 保 健 所)	振 興 農 事 務 農 所 村	湖 北 農 事 務 農 所 村	振 興 農 事 務 農 所 村	高 島 農 事 務 農 所 村	家 畜 保 健 衛 生 所	水 産 試 験 場	警 察 本 部	長 浜 市	高 島 市
1 個人被ばく線量計	159	8	7	7	5	5	5	5								105		8	4
2 全面マスク	80		4	4							3	3	1	1				60	4
3 全面マスク用吸収缶	320		16	16							12	12	4	4				240	16
4 自給式呼吸器	2																		2
5 防護服セット ・タイベックスーツ ・N95マスク ・保護メガネ ・インナー手袋 ・アウター手袋 ・シューズカバー	942	200	108	108	100	100	100	100			6	6	2	2			34	60	16
6 綿手袋 (夏用)	120																36	60	24
7 密閉型防護服 (警察仕様)	858															858			
8 防護靴	429															429			

## 2 緊急時モニタリングの実施

### (1) 緊急時モニタリングの測定項目等

施設敷地緊急事態以降に実施する緊急時モニタリングに迅速かつ的確に移行できるよう、警戒事態以降の測定項目等も併せて整理。

#### ア 空間線量率

##### (ア) 固定観測局による測定

次の固定観測局において、空間線量率を連続測定。

固定観測局設置場所		UPZ区分
原子力 防 災 用	1 余呉 (長浜市余呉町中河内字尻江20-1)	UPZ30km圏内
	2 西浅井 (長浜市西浅井町山門茶屋572-96)	UPZ30km圏内
	3 マキノ (高島市マキノ町牧野234)	UPZ30km圏内
	4 今津東 (高島市今津町弘川59)	県版UPZ内
	5 今津西 (高島市今津町保坂796-1)	県版UPZ内
	6 朽木 (高島市朽木市場604)	県版UPZ内
水 準 調 査 用	1 木之本合同庁舎 (長浜市木之本町黒田1234)	県版UPZ内
	2 長浜保健所 (長浜市平方町1152-2)	—
	3 彦根保健所 (彦根市和田町41)	—
	4 東近江保健所 (東近江市八日市緑町8-22)	—
	5 甲賀保健所 (甲賀市水口町水口6200)	—
	6 草津保健所 (草津市草津三丁目14-75)	—
	7 衛生科学センター (大津市御殿浜13-45)	—
	8 大津市北消防署 (大津市真野2-23-1)	—
	9 高島市南部消防署 (高島市安曇川町青柳696-1)	—

##### (イ) 可搬型モニタリングポストによる測定

警戒事態以降、事態の進展に応じて、以下の候補場所から設置場所を選定の上、可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量率を連続測定。

可搬型モニタリングポスト設置候補場所		UPZ区分
長 浜 市 内	1 長浜市立小谷小学校 (長浜市小谷丁野町524)	県版UPZ内
	2 長浜市立速水小学校 (長浜市湖北町速水2561-1)	県版UPZ内
	3 長浜市高月支所 (長浜市高月町渡岸寺160)	県版UPZ内
	4 長浜市立富永小学校 (長浜市高月町井口160)	県版UPZ内
	5 長浜市立古保利小学校 (長浜市高月町西柳野38)	県版UPZ内
	6 長浜市立七郷小学校 (長浜市高月町唐川248)	県版UPZ内
	7 長浜市北部振興局 (長浜市木之本町木之本1757-2)	県版UPZ内
	8 長浜市立杉野小学校 (長浜市木之本町杉野489)	県版UPZ内
	9 長浜市立高時小学校 (長浜市木之本町石道1079-1)	県版UPZ内
	10 長浜市立伊香具小学校 (長浜市木之本町大音1114)	県版UPZ内
	11 長浜市余呉支所 (長浜市余呉町中之郷2434)	UPZ30km圏内
	12 長浜市西浅井支所 (長浜市西浅井町大浦2590)	UPZ30km圏内
	13 長浜市立西浅井中学校 (長浜市西浅井町塩津中312)	UPZ30km圏内

高島市内	14 高島市マキノ支所 (高島市マキノ町沢1410)	UPZ30km圏内
	15 高島市立マキノ東小学校 (高島市マキノ町新保887)	UPZ30km圏内
	16 高島市立マキノ北小学校 (高島市マキノ町小荒路1046-1)	UPZ30km圏内
	17 高島市立今津北小学校 (高島市今津町日置前100)	県版UPZ内
	18 高島市立広瀬小学校 (高島市安曇川町下古賀1182)	県版UPZ内
	19 高島市役所 (高島市新旭町北畑565)	県版UPZ内
	20 高島市立新旭北小学校 (高島市新旭町饗庭26)	県版UPZ内
	21 朽木西小学校 (高島市朽木中牧187)	UPZ30km圏内
その他地域	今後整理の上、記載	

(ウ) モニタリング車による測定

警戒事態以降、事態の進展に応じて、以下の候補ルートからルートを選定の上、走行サーベイを実施する。

走行サーベイ候補ルート		
長浜市内	ルート①	今後整理の上、記載
	ルート②	
	ルート③	
高島市内	ルート④	
	ルート⑤	
	ルート⑥	
その他地域	ルート⑦	
	ルート⑧	
	ルート⑨	
	ルート⑩	

## イ 積算線量

警戒事態以降、事態の進展に応じて、以下の調査地点で積算線量を定期的に測定。

調査地点		UPZ区分
長浜市内	1 長浜市北部振興局 (長浜市木之本町木之本1757-2)	県版UPZ内
	2 長浜市立杉野小学校 (長浜市木之本町杉野489)	県版UPZ内
	3 長浜市立鏡岡中学校 (長浜市余呉町中之郷1030)	30km圏内
	4 長浜市立永原小学校 (長浜市西浅井町大浦167)	30km圏内
	5 長浜市立西浅井中学校 (長浜市西浅井町塩津中312)	30km圏内
高島市内	6 高島市立マキノ南小学校 (高島市マキノ町新保887)	30km圏内
	7 高島市立マキノ北小学校 (高島市マキノ町小荒路1046-1)	30km圏内
	8 高島市立今津北小学校 (高島市今津町日置前100)	県版UPZ内
	9 椋川山の子学園 (高島市今津町椋川514)	県版UPZ内
	10 高島市立朽木西小学校 (高島市朽木中牧187)	30km圏内
	11 高島市立朽木中学校 (高島市朽木市場1055)	県版UPZ内

## ウ 大気中の放射性ヨウ素濃度

全面緊急事態に至った場合、以下の候補地点から採取地点を選定の上、モニタリング車搭載の可搬型ダストサンプラを用いて試料を採取し、測定。

大気中放射性ヨウ素濃度測定に係る試料採取候補地点		UPZ区分
長浜市内	1	今後整理の上、記載
	2	
	3	
	4	
高島市内	5	
	6	
	7	
	8	
その他地域	9	
	10	
	11	
	12	

## エ 環境試料中の放射性物質濃度

全面緊急事態に至った場合、以下の候補から採取試料を選定の上、試料を採取し、測定。

環境試料候補						UPZ区分
調査対象				測定項目	採取地点	
試料区分	試料名	部位	採取量			
降下物				ガンマ線放出核種		
陸土						
陸水						
植物						
農作物						
畜産物						
水産物						
林産物						

今後整理の上、記載  
(モニタリング関係課と要調整)

### (2) 国が行う大気中放射性物質拡散予測結果の活用

不確実性を常に伴っていることを念頭に、緊急時モニタリング実施地点等の選定に活用。

### (3) 緊急時モニタリング結果の取扱い

#### ア 固定観測局による空間線量率測定結果の公表

ホームページ、びわ湖放送データ放送を通じ、リアルタイムで公表。

#### イ その他測定結果の取扱い

(ア) 結果の妥当性の確認

(イ) 結果の公表

[EMC設置前]

[EMC設置後]

#### (4) 被ばく管理および汚染管理

##### ア 被ばく管理方法

モニタリング要員へ個人被ばく線量計を配付。また、活動後に汚染検査を実施。

▷ 様式「被ばく管理票」

##### イ 被ばく管理基準

モニタリング要員の放射線防護に係る基準を以下のとおり整理。

基準		基準値	備考
1	日管理値	今後整理の上、記載	
2	累計管理値		
3	撤退線量率		

##### ウ 被ばく防止対策

放射性物質が検出された場合、またはそのおそれがある場合には、以下のとおりモニタリング要員の被ばく防護措置を実施。

- (ア) 防護服、全面マスク等の着用
- (イ) 安定ヨウ素剤の携行および服用
- (ウ) 汚染検査
- (エ) 除染措置

##### エ 機器の汚染防止対策

機器の養生等機器の汚染防止対策を実施。万が一汚染した場合は、除染を実施。

**(5) 緊急時モニタリング実施の流れ（実務遂行マニュアル）**

- 緊急時モニタリング計画に則り、具体的な活動内容を整理。  
 なお、本項記載内容以外の活動を行うことを否定するものではない（本項記載内容を基本としつつ、臨機応変の活動を推奨。）。
- 各要員が自らが所属する担当（班）の職務を把握できるよう、各担当（班）別に具体的な活動内容を整理。  
 具体的な活動内容を「事態発生前」および「情報収集事態【フェーズ1】」「警戒事態【フェーズ2】」「施設敷地緊急事態【フェーズ3】」「全面緊急事態【フェーズ4】」の4段階の緊急事態区分ごとに、「○企画調整、結果集約・公表」「◎空間線量率測定」「□積算線量測定」「☆大気中放射性ヨウ素濃度測定」「◇環境試料中放射性物質濃度測定」の5つの活動項目に分けて、優先順位を考慮しながら、時系列に明示
- ※ 施設敷地緊急事態以降実施する緊急時モニタリングに迅速かつ的確に移行できるよう、警戒事態までの活動内容についても併せて整理。
- ※ 活動の流れが理解しやすいよう、文章に加え、チャート図や表などを記載。
- ※ また、連絡調整等の相手先、使用する様式、使用する資機材等を順を追って理解できるよう配慮。

緊急事態区分	発生前	情報収集事態	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
モニタリング概要	平常時モニタリング	平常時モニタリングの継続	平常時モニタリングの強化	緊急時モニタリング	
活動項目	○ 企画調整・公表 ◎ 空間線量率 □ 積算線量 ☆ 大気中放射性ヨウ素濃度測定 ◇ 環境試料中放射性物質濃度測定	○ 企画調整・公表 ◎ 空間線量率 □ 積算線量 ☆ 大気中放射性ヨウ素濃度測定 ◇ 環境試料中放射性物質濃度測定	○ 企画調整・公表 ◎ 空間線量率 □ 積算線量 ☆ 大気中放射性ヨウ素濃度測定 ◇ 環境試料中放射性物質濃度測定	○ 企画調整・公表 ◎ 空間線量率 □ 積算線量 ☆ 大気中放射性ヨウ素濃度測定 ◇ 環境試料中放射性物質濃度測定	○ 企画調整・公表 ◎ 空間線量率 □ 積算線量 ☆ 大気中放射性ヨウ素濃度測定 ◇ 環境試料中放射性物質濃度測定
■ 宿日直者	○	○	○	○	○
■ 防災危機管理局原子力防災室	○ ◎	○ ◎ □	○	○	○
■ 広報課（災害対策本部広報班）		○	○	○	○
■ 防災危機管理局2号体制班					
総務・広報班		○			
情報・連絡調整班		◎ □			
■ 県緊急時モニタリング本部					
企画調整班			○	○	○
大気班			◎ □	◎ □	◎ □ ☆
琵琶湖水班					◇
飲料水班					◇
農作物班					◇
畜産物班					◇
水産物班					◇
林産物班					◇
分析班					◇
EMC派遣職員					
企画調整グループ				○	○
情報収集管理グループ				○	○



<活動概要>

事象の進展		県の活動		(国) 対策拠点 (オフサイトセンター) の活動		
発生前		<ul style="list-style-type: none"> <li>各システム、資機材等メンテナンス</li> <li>固定観測局による連続測定</li> </ul>				
情報収集事態		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平常時モニタリングの継続</li> <li>固定観測局による連続測定</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>通報連絡</li> <li>情報収集</li> </ul>	
警戒事態		県緊急時モニタリング本部設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平常モニタリングの強化</li> <li>固定観測局による連続測定</li> <li>可搬型モニタリングポストによる連続測定</li> <li>モニタリング車による走行サーベイ</li> </ul>			
施設敷地緊急事態	原災法10条通報		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急時モニタリング</li> <li>固定観測局による連続測定</li> <li>可搬型モニタリングポストによる連続測定</li> <li>モニタリング車による走行サーベイ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(国) 緊急時モニタリングセンターへの職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングセンターの設置</li> <li>緊急時モニタリング</li> </ul>	現地事故対策連絡会議の開催
全面緊急事態	原災法15条該当事象発生		<ul style="list-style-type: none"> <li>固定観測局による連続測定</li> <li>可搬型モニタリングポストによる連続測定</li> <li>モニタリング車による走行サーベイ</li> <li>モニタリング車による大気中放射性物質試料採取、測定</li> <li>飲料水、農作物等環境試料中放射性物質測定</li> <li>雨水中放射性物質の測定</li> </ul>			原子力災害合同対策協議会の開催
	原子力緊急事態宣言					
	炉心損傷等の通報					
	放射性物質の放出					
	放射性物質放出の停止					
	原子力緊急事態解除宣言					

## ■宿日直者

[勤務時間外に、原子力災害情報を受信]

担当	区分	○企画調整、結果集約・公表
宿日直者		(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)

## ■防災危機管理局原子力防災室

### ①勤務時間外

担当	区分	○企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定	□積算線量測定
防災危機管理局 原子力防災室		(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)		

### ②勤務時間内

担当	区分	○企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定	□積算線量測定
防災危機管理局 原子力防災室		(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)		

## ■広報課（災害対策本部広報班）

担当	区分	○企画調整、結果集約・公表
広報課		(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)

## ■防災危機管理局2号体制班

担当	区分	○企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定	□積算線量測定
●総務・広報班 ●情報・連絡調整班		(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)		

## ■県緊急時モニタリング本部

[警戒事態【フェーズ2】以降]

担当	区分	○企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定	□積算線量測定	☆大気中放射性ヨウ素濃度測定	◇環境試料中放射性物質濃度測定
<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●企画調整班</li> <li>●大気班</li> <li>●琵琶湖水班</li> <li>●飲料水班</li> <li>●農作物班</li> <li>●畜産物班</li> <li>●水産物班</li> <li>●林産物班</li> <li>●分析班</li> <li>●EMC派遣職員</li> <li>・企画調整グループ</li> <li>・情報収集管理グループ</li> </ul> </div> <div style="flex: 2; border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 20px; text-align: center;"> <p>(緊急事態区分ごとに、具体的な活動内容を時系列に明示)</p> </div> </div>						

### ◎各種様式

[資機材メンテナンス関係]

- 資機材等点検チェックリスト

[情報受発信関係]

- 情報収集（受信）票
- 情報整理票
- 情報連絡票（FAX送信状）
- 口頭による情報連絡票

[モニタリング指示関係]

- 固定観測局等データ監視指示書
- 可搬型モニタリングポスト（設置・測定・撤収）指示書
- モニタリング車による走行サーベイ実施指示書
- 積算線量計（設置・回収・測定）指示書
- 可搬型ダストサンプラ試料採取指示書
- 環境試料採取指示書
- 環境試料測定指示書

[モニタリング要員管理関係]

- 出勤者・使用資機材等報告書
- モニタリング車出勤報告書
- 被ばく管理票

**[モニタリング結果報告関係]**

- 固定観測局測定結果報告書
- 可搬型モニタリングポスト（設置完了・測定値・撤収完了）報告書
- モニタリング車走行サーベイ結果報告書
- 積算線量計（設置完了・回収完了・測定結果）報告書
- 可搬型ダストサンプル採取報告書
- 大気中放射性ヨウ素濃度測定結果報告書
- 環境試料採取報告書
- 環境試料測定結果報告書

### 3 平常時モニタリングの実施

#### (1) 平常時モニタリングの目的

緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資することを目的。

#### (2) 平常時モニタリングの実施内容

平常時（情報収集事態以降の緊急時事態ではない通常時）から以下の環境放射線モニタリングを実施し、バックグラウンドデータを整理・保管。

#### ア 空間線量率

測定機器等	調査地点	調査回数	調査月
固定観測局			
原子力防災用	1 余呉 (長浜市余呉町中河内字尻江20-1) 2 西浅井 (長浜市西浅井町山門茶屋572-96) 3 マキノ (高島市マキノ町牧野234) 4 今津東 (高島市今津町弘川59) 5 今津西 (高島市今津町保坂796-1) 6 朽木 (高島市朽木市場604)	24時間連続測定	
水準調査用	1 木之本合同庁舎 (長浜市木之本町黒田1234) 2 長浜保健所 (長浜市平方町1152-2) 3 彦根保健所 (彦根市和田町41) 4 東近江保健所 (東近江市八日市緑町8-22) 5 甲賀保健所 (甲賀市水口町水口6200) 6 草津保健所 (草津市草津三丁目14-75) 7 衛生科学センター (大津市御殿浜13-45) 8 大津市北消防署 (大津市真野2-23-1) 9 高島市南部消防署 (高島市安曇川町青柳696-1)	24時間連続測定	
モニタリング車  ※可搬型モニタリングポスト整備後は可搬型モニタリングポスト	1 長浜市立小谷小学校 (長浜市小谷丁野町524) 2 長浜市立速水小学校 (長浜市湖北町速水2561-1) 3 長浜市高月支所 (長浜市高月町渡岸寺160) 4 長浜市立富永小学校 (長浜市高月町井口160) 5 長浜市立古保利小学校 (長浜市高月町西柳野38) 6 長浜市立七郷小学校 (長浜市高月町唐川248) 7 長浜市北部振興局 (長浜市木之本町木之本1757-2) 8 長浜市立杉野小学校 (長浜市木之本町杉野489) 9 長浜市立高時小学校 (長浜市木之本町石道1079-1) 10 長浜市立伊香具小学校 (長浜市木之本町大音1114) 11 長浜市余呉支所 (長浜市余呉町中之郷2434) 12 長浜市西浅井支所 (長浜市西浅井町大浦2590) 13 長浜市立西浅井中学校 (長浜市西浅井町塩津中312)	12回	毎月

モニタリング車  ※可搬型モニタリングポスト整備後は可搬型モニタリングポスト	14 高島市マキノ支所 (高島市マキノ町沢1410)	12回	毎月
	15 高島市立マキノ東小学校 (高島市マキノ町新保887)		
	16 高島市立マキノ北小学校 (高島市マキノ町小荒路1046-1)		
	17 高島市立今津北小学校 (高島市今津町日置前100)		
	18 高島市立広瀬小学校 (高島市安曇川町下古賀1182)		
	19 高島市役所 (高島市新旭町北畑565)		
20 高島市立新旭北小学校 (高島市新旭町饗庭26)			
NaIシンチレーション式サーベイメータ  ※可搬型モニタリングポスト整備後は可搬型モニタリングポスト	1 高島市立朽木西小学校 (高島市朽木中牧187)	12回	毎月

### イ 積算線量

測定機器等	調査地点	調査回数	調査月
電子積算線量計	1 長浜市北部振興局 (長浜市木之本町木之本1757-2)	4回	6月 9月 12月 3月
	2 長浜市立杉野小学校 (長浜市木之本町杉野489)		
	3 長浜市立鏡岡中学校 (長浜市余呉町中之郷1030)		
	4 長浜市立永原小学校 (長浜市西浅井町大浦167)		
	5 長浜市立西浅井中学校 (長浜市西浅井町塩津中312)		
	6 高島市立マキノ南小学校 (高島市マキノ町新保887)		
	7 高島市立マキノ北小学校 (高島市マキノ町小荒路1046-1)		
	8 高島市立今津北小学校 (高島市今津町日置前100)		
	9 椋川山の子学園 (高島市今津町椋川514)		
	10 高島市立朽木西小学校 (高島市朽木中牧187)		
	11 高島市立朽木中学校 (高島市朽木市場1055)		

### ウ 大気中の放射性ヨウ素濃度

測定機器等	調査地点	調査回数	調査月
●試料採取 可搬型ダストサンプラ  ●測定・分析 ゲルマニウム半導体検出器	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		

今後整理の上、記載

**エ 環境試料中の放射性物質濃度**

調査対象				測定項目	採取地点	頻度
試料区分	試料名	部位	採取量			
降下物				ガンマ線 放出核種		
陸土						
陸水						
植物	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 25px; padding: 20px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>モニタリング関係課と調整の上、記載</b> </div>					
農作物						
畜産物						
水産物 林産物						

**(3) 平常時モニタリング結果の取扱い**

**ア 空間線量率測定結果**

ホームページ、びわ湖放送データ放送を通じ、リアルタイムで公表。

**イ その他測定結果**

#### (4) 平常時モニタリング実施の流れ（実務遂行マニュアル）

実施内容ごとに、担当課および具体的な活動内容（使用する様式、資機材等も明示。）を整理。

##### ア 空間線量率測定

番号	活動内容	担当課	相手先	様式	資機材	備考
（各活動内容ごとに整理し、記載）						

##### イ 積算線量

番号	活動内容	担当課	相手先	様式	資機材	備考
（各活動内容ごとに整理し、記載）						

##### ウ 大気中の放射性ヨウ素濃度

番号	活動内容	担当課	相手先	様式	資機材	備考
（各活動内容ごとに整理し、記載）						

##### エ 環境試料中の放射性物質濃度

番号	活動内容	担当課	相手先	様式	資機材	備考
（各活動内容ごとに整理し、記載）						

##### ◎各種様式

- 平常時モニタリング実施依頼書
- 固定観測局測定結果報告書
- 積算線量測定結果報告書
- 大気中放射性ヨウ素濃度測定結果報告書
- 環境試料中放射性濃度測定結果報告書



### **Ⅲ 参考資料編**

#### **1 環境放射線モニタリング参考資料**

- (1) 関係機関連絡先一覧
- (2) 福井県所在原子力施設一覧
- (3) 環境放射線モニタリング関係システム・資機材簡易マニュアル
- (4) 過去の平常時モニタリングの測定・分析結果
- (5) 環境放射線モニタリングに関する基礎知識

#### **2 環境放射線モニタリング用語集**

※あいうえお順に整理

# (仮称)原子力災害に係る滋賀県広域避難実施要領 骨子(素案) 概要

## I 総則

### 1 本実施要領作成の目的

「原子力災害に係る滋賀県広域避難計画」(平成26年3月策定)に基づく広域避難体制の整備および広域避難の実施に関し、具体的な実施内容・方法を定め、原子力災害発生時における広域避難を迅速かつ効率的に実施することを目的。

### 2 本実施要領の位置づけ

国の法令等に基づく県の基本計画(滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)、原子力災害に係る滋賀県広域避難計画)の実務面の具体化。

### 3 本実施要領の対象範囲

① 屋内退避、避難指示の発令

② 広域避難の実施

また、主として以下の職員の活動を対象。

- ・ 県本庁、県地方行政機関(土木事務所)における職員の活動
- ・ 現地災害対策拠点(オフサイトセンター)における本県派遣職員の活動

### 4 本実施要領の特徴(作成の考え方)

- (1) 実践性を重視(実動訓練を通じた検証、不断に見直し)。
- (2) 防災関係機関一体となった原子力防災体制の構築に資するよう、県と他の各防災関係機関との連絡調整・連携のあり方を明示。
- (3) 平常時の啓発資料として使用できるよう配慮(参考資料、関係用語集を付属)。

## II 対応編

### 1 総則

(1) 基本方針

- 地域防災計画で定められた配備レベルおよび配備体制に基づき、具体的な活動体制(組織および動員)を確立。
- 原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合には、屋内退避または避難の措置を執行。
- 合理的に住民の被ばくを低減し、かつ、放射性物質による汚染の拡大を防止する。

(2) 組織および動員計画

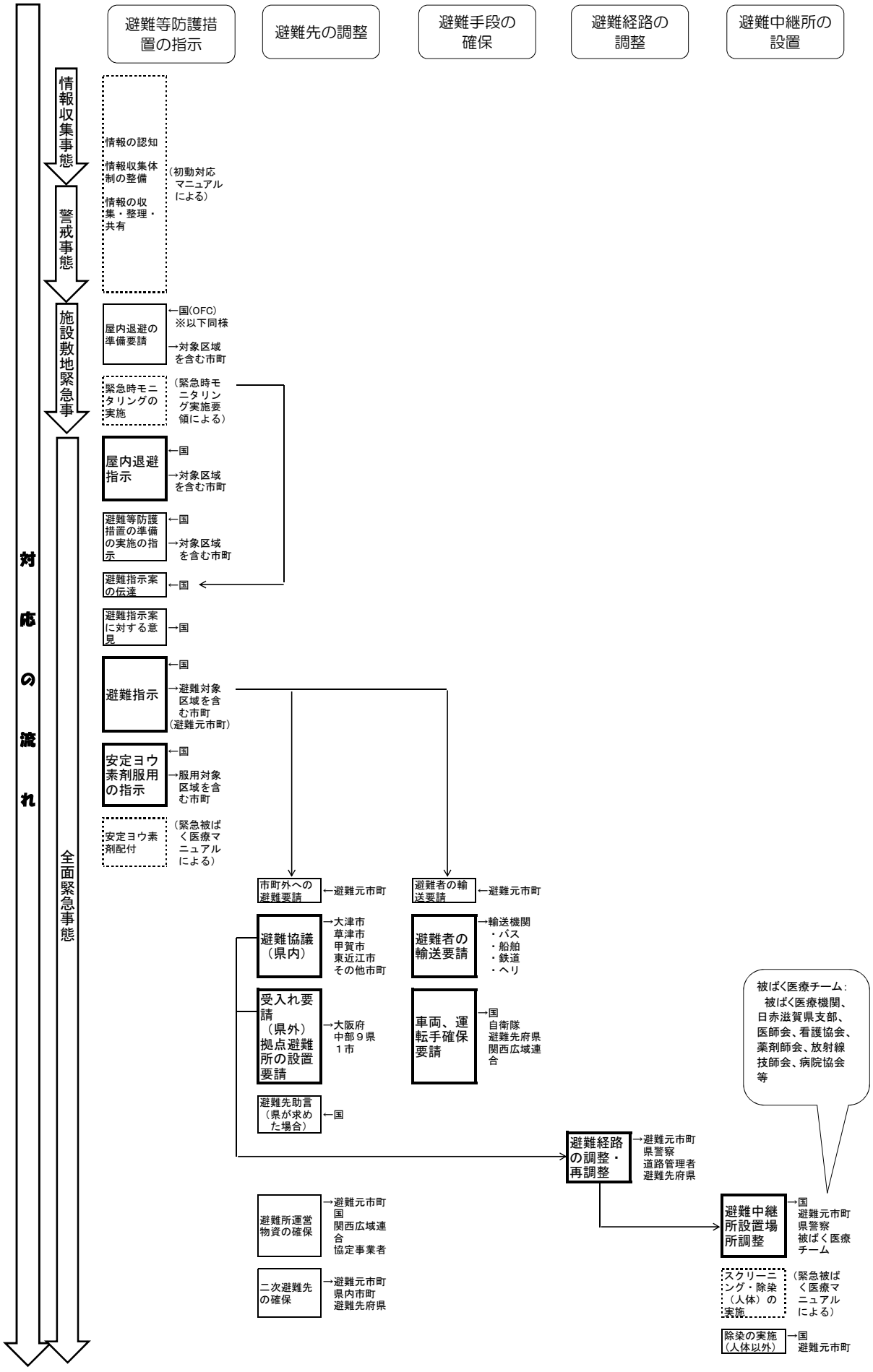
- 滋賀県原子力防災初動対応マニュアルにより規定する本県の組織の中で対応する。

### 2 実務遂行マニュアル

(1) 担当別

- 具体的な活動内容を4段階の緊急事態区分(フェーズ)ごとに、以下の5つの活動項目に分けて、優先順位を考慮しながら、時系列に整理。  
※ 活動の流れが理解しやすいよう、文章に加え、チャート図や表などを活用。

- ・ 災害対策本部(本部長、副本部長、知事公室長、防災危機管理監、本部事務局総務係/情報係/通信気象係、対策拠点施設(オフサイトセンター)派遣職員、各部各班



(2) 活動項目別(確認シート)

(1)で整理した活動内容について、各要員が①情報収集、連絡、調整等の相手先、②使用する様式等、③使用する資機材を順を追って理解できるよう、5つの活動項目ごとに整理。

- ・避難等防護措置の指示
- ・避難先の調整
- ・避難手段の確保
- ・避難経路の調整
- ・避難中継所の設置

番号	区分	活動内容	担当	相手先	様式	資機材	備考
		<b>各活動内容ごとに整理し、記載</b>					

◎各種様式等

- ・防護措置関係

### III 参考資料編

#### 1 原子力防災参考資料

#### 2 原子力防災用語集